



危険物施設等における事故防止に関する取り組みについて

危険物保安室

1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災事故及び流出事故件数は、依然として横ばいで推移しています。

消防庁では、平成14年から、学識経験者、関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）」を開催し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

また、行政機関相互における事故防止の共通認識及び連携強化を図ることを目的として、全国6か所において都道府県や消防機関が出席する「危険物等事故防止ブロック連絡会議（以下「ブロック会議」という。）」を開催しています。

ここでは、連絡会の内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。

写真 危険物等事故防止対策情報連絡会の様子



2 危険物等事故防止対策実施要領

連絡会における事故防止対策の目標については、平成29年3月の連絡会で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること（*）」としています。連絡会会員は、この目標を踏まえて、それぞれの役割や実情を勘案し、特に重要と考えられる実施事項を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領（以下「実施要領」という。）」を毎年度作成し、これに基づく危険物等に係る事故防止を推進することとされています。

（*）1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知、令和2年12月7日付け消防危第287号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

危険物等に係る重大事故の発生を防止するためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図るとともに、事業者が「危険物等事故防止安全憲章」及び「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」の内容や、地震、津波及び風水害の状況を踏まえ、自らの実態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要です。連絡会ではこれに鑑み、「保安教育の充実による人材育成・技術の伝承」、「想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組」、「地震・津波・風水害対策の推進」に留意して事故防止対策を講ずることとしています。

3 消防庁の取組

実施要領に基づく、消防庁の主な取組内容は次のとおりです。

- 重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理し、事例集として周知指導する。
- 屋外タンク内部の防食として有効なコーティングについて、技術進歩に伴う新たな知見・技術を踏まえて調査検討する。
- 危険物施設におけるAI・IoT等の新技術に係る調査等を実施し、効果的な危険物保安のあり方について検討する。
- バイオ燃料及び合成燃料等の新燃料の普及等、GX新技術に係る危険物規制の課題を抽出し、効果的な危険物保安のあり方について検討する。
- ブロック会議※において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらい、広く情報共有するとともに、会議結果を周知することにより、都道府県等の取組を活性化する。

※ 今年度は北海道、埼玉県、岐阜県、奈良県、山口県、佐賀県の6か所で実施します。

- 都道府県及び消防本部の取組に資するため、消防庁で把握した事故事例・良好事例のうち共有すべきものについて、積極的に情報提供する。
- 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため平成26年から開催されている「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）」における災害防止に向けた取組を進める。

4 おわりに

今後も、連絡会、ブロック会議、3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（令和8年6月1日付け消防危第127号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催するブロック会議等への積極的な参加に配慮をお願いします。

「危険物等に係る事故防止対策の推進について」（令和8年3月30日付け消防危第55号）

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kiho055.pdf>

「3省連絡会議共同運営サイト

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

問合せ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524